

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和 7 年 6 月 23 日 (月曜日)

厚生文教委員会

日時 令和7年6月23日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 陳情の審査

- (1) 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続を求める要望
「説明・質疑・討論・採決」
- (2) 「訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書」の提出を求める陳情書
「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長	鈴木長良	副委員長	カーランド陽子		
委 員	今泉吉孝	浅尾洋平	柴田賢治郎	山田辰也	長田共永
	中西宏彰	丸山隆弘			
議 長	長田共永				

欠席委員（なし）

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 議事調査課長 松井哲也 書記 山本弘美 書記 山本真衣

開 会 午後1時30分

○鈴木長良委員長 ただいまから厚生文教委員会を開催します。

これより、議長から送付されました陳情2件について審査をいたします。

最初に、陳情者、齋藤富士雄ほか3名から提出をされました、愛知県立有教館高等学校作手校舎の存続を求める要望を議題とします。

本日は、参考人として齋藤富士雄さん、また補助者として竹下喜英さん、太田幸江さんの出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また足元が悪い中、こうして私ども厚生文教委員会の陳情審査に御出席賜りまして誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして、心から感謝申し上げますとともに、どうか忌憚のない御意見をお述べくださいますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは早速ではありますが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情についての御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、齋藤富士雄さん、よろしくお願ひいたします。

○齋藤富士雄参考人 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の同窓会長の齋藤です。

作手校舎は、明治時代に開校した作手農林補習学校に始まり、校名は変わりましたが、地元産業の中心となる人材育成の場として、地域にとって重要な教育機関です。

新城市による通学バスの整備援助により利便性が図られ、新城市内を中心に東三河地域の中学生にとっても大切な進学先となっています。

児童生徒数の減少の影響を受け、募集定員を満たすことができていませんが、現在、在

校生53名中51名が新城市内出身の生徒です。

作手校舎には、新城市内中学校からの入学者が2年連続して20名未満となった場合、募集停止とする基準があり、令和5年度26人、昨年度19人、今年度16人となり、来年度の募集停止が懸念されています。

県下で1つしかない「人と自然科」では、農業科目を中心に特色のある魅力あふれた教育活動を展開しており、花苗の無料配布や農業実習での生産品販売など、地域の活性化の役割を担っています。

また、作手校舎周辺は作手総合支所、作手交流館を中心に、半径数百メートル以内にこども園、小学校、中学校が存在し、児童生徒数の減少の中、交流学習や活動事業も進めており、新城市教育委員会が目指す共育の輪となる重要な役割を担っています。

中でも、連携型中高一貫教育として、作手中学校を取り組んでいる作手地区のシンボルでもあるサギソウの無菌播種、定植は、自生地の復活を目指しており、豊かな自然に恵まれた地域の特性を生かした教育です。

活躍の場がここにある、小さいことはいいことだをモットーに、教職員は小規模校ならではの特性を生かし、全校生徒の名前を知り、生徒個々の状況を把握し、きめ細やかな授業を実施することで、愛知県農業クラブ連盟での発表や農業鑑定協議会で優秀な成績を取めるなど、地域発展の貢献できる人材を育成しています。

中学校時代に学業不振や不登校気味であった生徒たちが、作手校舎で学ぶことで自分の可能性を見つけ、努力する姿を身につけていく例が幾つもあることは、教育力の高さを示すものですが、募集停止となると、このような生徒の進学先がなくなり、教育の基本である、誰一人取り残されることのない教育から遠くなると思われます。

作手地区の行政区長会や、作手地区で構成する学校運営協議会でも存続の賛同を得てお

り、竹下代表区長、太田学校運営協議会長にも同席していただいているが、作手地区の多くの人が同窓である作手校舎は、地域の誇りであり、希望です。

唯一の公共交通機関であるバスも朝夕の高校生の利用が多く、作手校舎がなくなることで減便、廃止のおそれもあり、少子高齢化が進む作手地区において、過疎化は一層加速されてしまうのではないか。

新城地区での児童生徒数の減少は明らかであり、条件を満たすことは厳しい状況にありますが、存続意義を御理解いただき、作手校舎の存続と入学者募集の継続について、愛知県教育委員会への働きかけ、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○鈴木長良委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言をお願いします。また、委員に対しては質疑をすることができませんので、この点についてもあらかじめ御了承を願います。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今日は、どうも本当にありがとうございました。大変勉強になる説明、ありがとうございます。

まず、今回の求める意見書ということで、作手校舎の存続を求めるという内容だったかと思います。その中で、この意見書を県に、存続を求めるというものを提出してくださいという内容だと思いますが、この意見書の内容というか、たたき台というか、そういったものというのは、今ここには、もう1枚何かモデル用紙みたいなのはつけていらっしゃらないということでいいかどうか、ちょっと確認させてください。

○鈴木長良委員長 齋藤富士雄さん。

○齋藤富士雄参考人 一応、議会事務局へは意見書は提出しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

じゃあ、もし可決したら、そういった提出していただいた事務局にあるやつを参考に、こちらも考えていけばいいということで理解いたしました。ありがとうございます。

現状で、本当に切実な要望を書いてあって、私は、全部、本当にそのとおりだなというふうに納得して理解をしているものんですけど、やはり、この現状の厳しさというか、人口減少、全国ある中で、今回、要件が説明にあったように、2年連続しての入学者が20人未満となった場合、しかも新城市内の中学校から20人未満となった場合、翌年度、募集停止をするという県の取決めということであるのですが、私は本当に厳し過ぎるんじゃないかなというふうに思うんです。やはり、そういう中で、高校というのは市外からも、例えば豊川高校だったら、市外から来たりとか、全国から来てるというところを鑑みたら、新城市内で20人というのは、僕は非常に厳しいというか、別にそこはなくても全国からこういった自然科とか農業科、また林業の学校からこの作手高校というのは発祥してるかと思いますので、そういったこの自然を生かすよさというのは、全国で応募すれば、学びたいという子どもたち、たくさん来ると思うんですよね。そういう門戸を広げるような、愛知県というのは、改定というのは必要ではないかなと思うんですが、やはりその状況とか、作手校舎の魅力とかそういった状況等を併せてもう一度教えていただければなと思っております。

以上です。

○鈴木長良委員長 齋藤富士雄さん。

○齋藤富士雄参考人 先ほど申し上げました

けど、小規模校ならではの手の行き届いた教育という意味では、経費とかいろんなことを考えると苦しいかもしませんけど、まさに、僕は農業教育であってるかなと思います。

ましてや、その中で、愛知県農業クラブ連盟というのがあるそうで、そこの中でも、授業実績の発表だとか、あるいは、その中で、農業鑑定協議会というので優秀な成績を収めているというのは、僕はその教育が行き届いている、そういう環境じゃないかなと思います。

そういう意味では、そういうことをこれからも全国にPRしながら、新城市内ではなくて、多くの地域から学ぶ子供が来てくれれば、特に今、お米の値段がいろいろ問われると中で、第一次産業と、米作りも非常に大事ですので、そのようなところに目を付けて来てくだされば非常にうれしいかと思ってます。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

もう少し具体的に、今の作手校舎の子供たちにいい影響を与えてるところを掘り下げて聞ければいいかなと思って、もう一回、質問するんですけど、やはり、ここに書いてあるように、小さいことはいいことだと、活躍の場がここにあるというところをモットーに、先ほどおっしゃっていただいた小規模ならではの特性ということで、全校生徒の名前をみんな、先生たちは知つてると。一人一人のきめ細やかな指導だとか、そういうことを実践されているということで、本当に今、コロナ禍以降、人と人とのつながりが低下している中で、こういった小規模ならでは、自然の豊かなところで学べるというこの作手校舎というのは本当にすばらしい、残すべき校舎じゃないかなというふうにすごく思うわけです。

その中でも、昆虫とかでも、絶滅危惧種のものを生徒や先生が発見したりとか、非常にすばらしい成果、今も農業のことを言われて

いると思いますが、本当にこういう生徒への影響とか、学ぶところも1級品ではないかなと思うんですが、やはりそういった生徒を見る目というところも、この校舎というのは大事だというふうな認識かどうか伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 斎藤富士雄さん。

○斎藤富士雄参考人 はい、そのとおりですね。小学校の子供たちとコラボして、昆虫のキーホルダーを作つて、昆虫を学ぶだとか、そういうような授業もありますし、先ほどちょっと申し上げませんでしたけど、やはり、作手にしか来れないお子さんたちもいらっしゃる。学業がちょっと不振だとか、あるいは学校へ事情があつてなかなか行きたがらないというような子供たちも、作手に来ることがでつて、その中で、先ほど申しましたけど、マンツーマン的な授業と言いますか、生徒をしっかり知つた上での教育が、やはり子供たちのやる気を起こさず。それから、やる気を出す、そんなような環境になってくるのも多々ありますので、そういう意味では、これから産業の担い手として、私は必要な部分かなと思っています。やはり行けない子たちにも受け口になれる。そんな高校もあっていいんじゃないかなと私は思つてます。

以上です。

○鈴木長良委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 すみません、私、子供の同級生の子が不登校で、小学校、中学校時代、ほとんど学校に来れなかつたという子がいたんですけども、作手校舎に入りました、本当この4月に入ったんですけども、数か月ですごく明るくなりました。その子から、こんなにちはって手を振つてくれるんですよ。そんなことが今までなかつたので、とても驚いたというのと、あとお母さんがとても明るくなりました。やはり悩んでいたものがすつと抜けたというか、そういうところであつて、子供たちだけではなく、それを取り巻く家族や

周りの方たちにも大きな影響を与えていたりなんだなというふうに感じますんで、それだけは伝えたいと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 浅尾委員からも話が多少ありましたが、この基準ですね。今度の意見書案の中には、その辺の見直しというんですか、そういったところも含まれておるのか、ちょっと確認を私、してないもんですから分からんすけれども。こういう基準というのが一つ大きな支えになるというか、逆に。これだけの子供たちを作手に呼び起こそうというような、そんな希望的なものも一方ではあるのかなというふうに感じたんです。

過去を振り返れば、基準を緩和してきたという歴史もありますけれども、今回のこの意見書の中で、意見書案としてはどういう方向性でおられるのか。そこも含めて、すみませんが。

○鈴木長良委員長 斎藤富士雄さん。

○斎藤富士雄参考人 基準があるのは、愛知県下の高校の中では、作手校舎だけだと聞いております。全国でもそういうのがあるかどうか分かりませんけど、あまり聞いたことがないです。

私どもは、作手校舎にだけあるその基準を撤廃してほしいという意味で、毎年、県の教育委員会へ陳情に行っておりますけれど、なかなかよい返事が得られないというのが現況です。

もちろん、中でも児童生徒数が減っている中で、基準がそのまま生きるというのもいかがなもんかと思つてますけれど、人数を減らすではなくて、基準を撤廃するような方向で、私どもは今まで県に陳情してきました。

今、こういう状況の中で、それも含めておるわけですけど、一番お願いしたいのは、少

なくとも来年度の入学者募集、高校の存続というものが中心と考えましたので、今回、その基準が云々というのは文章から外しました。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は誠にありがとうございました。
お疲れさまでした。

~~~~~

この際しばらく休憩します。

休憩 午後1時49分  
再開 午後2時02分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 本日、審議をされましたこの陳情、要望におきまして、各皆さんの御意見も、また役員様のそれぞれの御意見もお聞きした中で、これは採択すべきだと、こういう意見で、まず主張させていただきます。

振り返れば、過去、私が議会の代表をさせていただいたときに、地域の皆さんと愛知県にも出向いたりした経緯があります。その歴史をしっかりとつかんでいただいたこの経緯を、作手の地区の役員の皆様方が継続して頑張っていただいているというところをしっかりとつかまえさせていただきました。本要望書につきましては、採択すべきだというところでよろしくお願ひいたします。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

採決の討論がありますので、起立により採決をします。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は採択することに決定しました。

~~~~~

次の陳情審査のため暫時休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時05分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

陳情者、新城市の医療と福祉をよくする会代表、白頭聖志さんから提出をされました、「訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本日は、参考人として新城市的医療と福祉をよくする会代表、白頭聖志さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、また足元が悪い中、私ども厚生文教委員会の陳情審査に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心より感謝申し上げますとともに、どうか忌憚のない御意見を述べていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関する御説明

や御意見を述べていただき、その後に、委員からの質疑にお答えいただくようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、白頭聖志さん、よろしくお願いいたします。

○白頭聖志参考人 それでは、「訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書」の提出を求める陳情書について説明したいと思いますが、趣旨を朗読して説明に代えさせていただきたいと思います。

2024年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は、独居高齢者をはじめとする要介護者の在宅生活を支える重要なサービスですが、今回の引下げは地方の小規模事業者に深刻な影響を及ぼしています。

特に新城市のように面積が広く、中山間地域を多く抱える自治体では、移動距離が長く、1日に対応できる件数が限られているにもかかわらず、その移動時間には報酬が支払われません。そのため、慢性的な赤字経営となり、訪問介護サービスの継続が危ぶまれています。

都市部の効率的な事業モデルを前提とした報酬体系では、こうした地方の実情が反映されず、人手不足の加速も懸念されます。

つきましては、地方や中山間地域の実態を踏まえて、基本報酬の見直しを国に強く求める「訪問介護基本報酬引上げ等を求める意見書」を、新城市議会として提出いただくよう陳情いたします。

以上です。

○鈴木長良委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの御説明、御意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言願いますようよろしくお願いいたします。また、委員に対しては質疑することはできませんので、この点についても御了承よろしくお願いをいたし

ます。

それでは、質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今日はどうもありがとうございます。

今回の訪問介護の引上げについて、私も一般質問では、させてはもらったんですけど、今回出すに当たって、新城市内の介護事業者だとか訪問介護の事業者の皆さんの中の状況というのは聞き取りをされたとは思うんですが、その状況というのはどういうふうに感じいらっしゃるのか、どういうふうな状況があるからこういった陳情に結びついたのか、そこら辺の新城市的この介護事業所の現状、何かあれば教えていただきたいと思います。

○鈴木長良委員長 白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人 新城市内の介護事業所を少し訪問して話を聞いてきました。やはり介護報酬が下がったということが非常に痛手である。今まで何とか切り盛りというか、やってきたのが、本当に報酬が下がったことで赤字になってしまいという状況がありますし、中山間地であるということで、移動距離も長いです。非常勤のヘルパーさんは、自宅から介護の要望があるお宅へ回るんですけど、自分の車を使って回っています。ですから、事業所の車ではなくて、公用ではなくて、自分の車で回っているということで、ガソリン代も、それから、車のメンテナンス代、それから、山間地ですので、タイヤとかそういう消耗品代も全部自分持ちということあります。

それで、多少なりとも手当は出てるんですけど、やはりそれでは全然足りないということで、自分の近く、周りのところしか、だから移動距離の少ないところですね。そこを中心に回っていただくように非常勤のヘルパーさんはなっているんですけど、常勤のヘルパーさんというのが、どこの介護事業所にもおりますが、遠い長距離については、常勤のヘルパーさんが行くという形になっております。

それで、その移動距離たるやという、本当に民間の事業所ならば、そんな大した、大したというか、行ける範囲が決まってるんで、それで人数割りでというふうに担当を決めていって、なるべく距離を少なくしてという、そういうふうにやってるんですけど、やはり移動距離の長いところは、非常勤のヘルパーさんは、やはり自分の燃料を使っていかないかんということで、非常に大変で行きたがらないということで常勤のヘルパーさんが行くんですけど、一部のというか、社会福祉協議会なんですけど、全域を網羅して、それで結局、作手とか鳳来の山間地域には、どうしても介護事業所が手が届かないということで、そこが一手に引き受けやってるんですけど、それこそ作手から鳳来の奥まで行くと、1日の移動距離が100キロ近く、100キロを超える場合があるということで、事業所にとっても非常に負担になっております。

そういうところで、一応、東三河の広域連合からも少しガソリン代の補助が出てるんですけど、10キロを超えてからでないと補助が出てないということと、1キロに対して78円程度しか出てないということで、非常につらい思いをしているというか、本当に苦慮して、その要望に応えているという、そういう状況であります。

あんまり長くなるとあれですけど、あと、やはりヘルパーさんも少ないので、どこの事業所もいっぱいいっぱいでやって、どうしても1人2人休みになると、その工面がつかなくて、そのときに非常ににつらくなるという、そういうことが聞かれました。

あとは、やはり、基本的には介護報酬を減らされたのとヘルパーさんの給料が低いということで、若手の成り手がない。本当にハローワークに出来ても、全然、募集かけても、ずっと募集がかかったままで、誰も応募してくれない。

だから、もう本当に口コミでお願いします

って言ってヘルパーさんをお願いするという状況になってますし、あと、訪問介護のヘルパーさんって資格が要るんですよね。それが、初任者研修というのがあるんですけど、その資格を持ってないと訪問ができないということで、普通のデイサービスとかは資格がなくとも、すぐ入って仕事ができるんですけど、訪問ヘルパーさんはその資格が要るのために、どうしても成り手が少ない。その資格を取らないとなれないんで、その取ってる人が本当に今少なくなってきたやつで、成り手が少ないという、本当にそういう状況になっておりますので、非常に大変だという話を聞いてきました。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

本当に大変な状況が、今、新城市内の事業者さんに降りかかっているということがよく分かりました。

また、今回の国、国が本当にひどいんですけど、こういう基本報酬が下げられたことによって、この運営費が2から3%削られると。しかも赤字で、移動費にはお金が払われんから、事業者側が全部人件費、車代、ガソリン代、面倒見てるという状況が拍車をかけて、廃業に追い込んでいるという状況なんだなということだと思うんですが、そういった中で、例えば、社長の給料を何割かカットして運営を回すとか、そんな努力をしてる。まさかそんなことはしていないとは思うんですが、それぐらい厳しい状況というのは、新城市内の介護事業所にあるのかどうか、そこら辺、もし分かったら教えてもらいたいんです。

○鈴木長良委員長 白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人 事業所名は言えないんですけど、この間、介護ヘルパーの給料を上げろ上げろと言われて、国からそういう指導が来て、上げてきてるんですね。それで、それを上げるために、その補助は出るんですけど、

それはヘルパーの入件費にしか使えないって、それで事業全体の運営費には使えないという状況がありますんで、そこは取りあえず上げてくるんですけど、事業費が、介護報酬が減らされたおかげで回らなくなってしまったというところがあります。

そういうところで、ヘルパーさんの給料を上げて、やったんですけど、結局、事業費が、運営ができなくなって、それにその経営者の役員報酬とかをちょっと足してとか、あと、ほかの事業からそこへ補填をするという、そういう状況があります。

だから本当に、いろいろ聞いてみると、火の車というか、本当に綱渡り状態で経営が行われていて、本当に新しい新規の要望もあるんですけど、やはりそこに応えられない。そこに応えると、やはり人件費とそれから移動距離とか、そういうことを考えると、そこまで要望に応えられなくて断るという状況もありますし、やはり、遠隔地だとどうしても行けないということでなかなか難しい。依頼をされても断らざるを得ないという、そういう苦しい状況に置かれている事業者さんもやはりあります。

ですから、ある事業者さんは訪問介護をだんだん削っていって、自宅というか、そこは住居型の介護施設なんですけど、そっちを中心にして、訪問介護はもう削ってきますよという、そういうところもありますし、本当に訪問介護だけでやっとるところも、障害者と一緒にやって、本当にそれで補っていくとか、あとは、事業者というか経営者が苦慮してやっているというところもあります。実際に、どこに行って聞いてみても綱渡り。それから補助金があるにはあるんですけど、やはり提出書類が多くて、事務がどえらい時間がかかるって、それに手を取られちゃうと、ほかのことが回らなくなるんで、やはり使いにくい。補助金もあるんですけど使いにくいという、そういう事業所もあります。

ですから、本当に国が介護報酬を削ったということで、この中山間地の訪問介護というのは、極端に言いますと、瀕死の状態にあるというところであります。

以上です。

○鈴木長良委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　ありがとうございます。

本当に社長さんの給料も削って運営費に回したり、人件費というところが、新城市内の事業者にもあるというところを聞いて、本当にちょっと綱渡り状態と火の車の状態というところで、愕然としたんですが、本当そういう状況が5年続くのか、本当に続かないんじゃないかなという、もう危機的な訪問介護の事業が今、新城、助けないといけないなというふうに思うんですが。

そういう中でやはり、極論は、この介護報酬を引き下げた国のここをまた元に戻せという意見書を国に出せというような陳情ということで、今回、理解しました。

やはり、これはうちだけじゃなくて、全国こういった意見書とかって上げてるんかなというふうには思うんですが、もし全国で自治体、どのぐらいの数、こういった国に報酬下げるのやめてほしい、また前回に戻してほしいというような意見書というのを上げているのかというのが、分かったら教えてほしいのと、最近では、全国知事会でもこの意見書を上げたというふうに聞いてるんですけど、そういうふうなところが分かったら教えてください。

○鈴木長良委員長　白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人　意見書を上げたというのは、ちょっと古いんですけど、25年2月25日現在で、趣旨採択も含めて223自治体が意見書を上げております。

ということで、その中でも中山間地、都会もあるんですけど、やはり中山間地が多いということであります。

それから、県でも13件ぐらいでしたか、意

見書を上げてるという状況もありますので、やはり、非常に訪問介護基本報酬の、訪問介護だけじゃないんですけど、訪問介護の基本報酬の引下げというのは理不尽であるということを思いますし、皆さん、40歳以上になると必ず介護保険を取られます。それで、年金からもちろんと取ります。ですから、皆さんから均一に取れるんですけど、この中山間地にあっては、保険があっても制度はないというか、事業所がない。都会なら本当に移動時間も少なくて済んで、やはり、1日に8件とか9件とか本当に回れるところもあるんですけど、こういう中山間地にいたっては1日4件5件が本当に必死というところでありますし、非常勤の職員が多いということと、その非常勤の職員も高齢化しているということで、非常に問題があると。それを一切目も向げずに、こういう介護報酬の引下げをされたということは、非常に、私たち、これからこの新城に住む住民としても非常に遺憾であるし、今、訪問介護欲しいと言われて、その要望があつても、そこへ行けないし、ある事業所では、その訪問介護でずっとつないだおかげで、施設入居が2年ぐらい遅くなったという状況もありますし、その本人さんが納得して、訪問介護のおかげで自分の町、自分の町というか自分の家、自分の地区で介護を受けながら生きていけるという、そういう喜びとかもありますし、やはり、この中山間地域は、子供がいなくて老人世帯が多くて、訪問介護というか、介護がなくなると結局、自分の近くの施設へ入れなければいけない、自分の住んでる。そういうところに引っ越されると、やはり、老人介護で、利用者さんも、環境が変わって、やはり非常につらい思いをしています。

実は、自分の親も、自分の親というか嫁の親が、ちょっと地方に住んでたんで、それが、どうしても向こうで見れないということで、自分の近くの施設に入れたんですけど、やはり急激に状況が悪くなつてくという、そういう

うところで、やはり見ず知らずのところで生活していくというのは、幾ら老人といえども非常に大変だという、そういう思いだというのが、実感がありますので、これについては本当に、引上げは国の責任でやっていただきたいと思うのと、できれば、市町村等もうまく、うまくと言うか何らかの補助も要るのかなという、そういう気がしております。

そういうところでお願いしたいと思っております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この訪問介護を行う事業所というのは、今、市内に幾つあるんですか。

○鈴木長良委員長 白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人 訪問介護の事業所は、今7件あります。

地域地域で分かれてるというか、大体、新城市内、鳳来の地域とかということで、今、作手は1事業所、社会福祉協議会が1事業所でやってますが、常勤というか訪問ヘルパーさん1人でやっていて、1人で7件ぐらい訪問してるんですけど、清拭とかシャンプーとかという、そういう介助は新城の社会福祉協議会の本部から作手まで上がって、2人でやってるという、そういう状況でありますので、そこは非常勤ではなく常勤の職員が上がっていっているという状況です。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この事業所、それぞれ私も面識取れるところはしっかりと聞き取りは、今まで、過去においてしてまいりましたけれども、まず、ちょっと最初に言うんですけども、なぜこの時期なのか。先ほど、お話をありましたように、2月のときに各自治体200、300近い決議が上がったということでありましたけれども、遅いなという感じがするんですよ、逆にね。なぜ今なんだと、そういう

う気がします。今のはちょっと私の意見ですので、受け止めておいてほしいんですけど。

介護事業所から、その訪問介護をする対象のところまで行かれるに、距離が40、60とここに書いてありますが、先日、浅尾委員が一般質問の中では、全く手当がないということをはつきり言われておったんですね。しかし、今説明していただいたように、広域連合からのこういう補填がある程度あるんですね。それ、なぜ出るんでしょうか。なぜ広域連合から出てくるんでしょうか。その辺、お分かりになりますか。

○鈴木長良委員長 白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人 遅いではないか、そこはいいですか、遅いというのは。さっきのこの今、それはいいですか。

移動に手当がついてないのは事実です。だから移動時間に、手当じゃなくて介護の報酬がついてない、そういうことです。介護報酬がついてない。だから介護報酬は、行って45分間、今、1回の介護45分なんんですけど、その45分間にしかついてないんです、報酬が。そこへ行く移動については、報酬は全くありません。

それじゃあ、今、ガソリン高騰でまずいんじやないかということで、今回、東三河の広域連合が10キロ以上走った場合は、1キロにつき78円の手当を出しますと。それは、やはり各市町村から、各というか東三河の山間部の市町村から、どうしても燃料代が高くて、本当に介護に行くのも、だから事業所が経営ができないし、本人も大変だということで、大変というか、それで、その介護職場から離れてしまう。そういう状況が生まれてきたんで、だからもう結局、自分の車を使って45分分しか仕事ないし、これで山間地だと、本当に行ける件数が都会よりも限られてしまうので、やはり割に合わないというのをそのヘルパーさんが思ってしまうという、そういうことを回避するために、東三河の広域連合でも、

その補助を出している。それが満足かといえば、ちょっとクエスチョンがつくんですけど、そういう思いで東三河広域連合も出しているという、そういう話を聞きました。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 浅尾議員が一般質問でやられた中身とちょっと、多少ね、多少というかかなり食い違いがあるんですけども、この9期の介護保険の計画、この中にもきちんとうたってあるんですけども、広域連合というのは、この北部地域に対して、しっかり手当をしていきますよと。その辺の約束事というのは、広域連合の議会の中でも決まっておるわけですね。

それで、この9期計画というのはできたと。これ、なぜこの北部地域なのかという、そこら辺の確認なんだけど、十分確認されておればいいんですけども。例えばですけれども、加算する制度もありますわね。こういう、特に私たちの地域から以北に対して、いろんな制限も加わったり、先ほどお話あったように、距離もある、何から何までいろいろと大変だと。ヘルパーさんへの1人の重みはかなり加算、そういうものに対して加算する制度もあるんですね。これもかなり見直しをされて、国では、かなり見直しをされてきております。

こういったものも含めて、やはりこの北設地域、北部地域に対して、やはり、ある程度もう少し声を上げていくべきだと思うんです。

そのところというのは、介護報酬とはまた切り離してやらなければならない部分だと思いますが、この辺については、そのすみ分けというんですか、基本の介護報酬の問題と、そういう諸問題のいろいろな問題についての、その辺のところは十分御認識されておるということでおろしいですかね。

○鈴木長良委員長 白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人 先ほど言われる地域の加算についてですけど、この地域加算について

は、事業所の場所で決定されますので、新城市内にあると、特別地域加算に当たらないという状況です。介護を利用する利用者は加算の場所にいるんですけど、事業所が新城にあるために、その加算が得られないという、それは国の多分方針だと思うんですけど、そういう形になってますので、幾ら遠くとか、鳳来の奥とか作手へ行っても、結局、地域加算がないんで、事業の運営は変わらずという、そういう形になっています。

ですから、やはりその地域加算についても見直すということが、要望というか聞き取りというか、事業所の話を聞いても、そういうところで、その地域加算についてももうちょっと改善ができないかという、そういう話もお聞きしておりますし、できたら逆に、できたらというか、国に、特殊地域加算制度って、何十年か前だと、僻地加算というのがあったんですね。そういうのを利用して、それに付随するような加算の仕方にしていただくと、もう少し違うのではないかという、そういう意見というか、お話を聞かれました。

ですから、加算とかあっても、結局使い切れないというか、現状の中ではもう新城でやっている場合はそれがつかないので、そこに対する、やはり事業の運営費にプラスになるという、そういう状況がないということなんで、その辺のところについても問題があるという、そういう思いはあります。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 その地域加算について、深くちょっと入っていくと、もう時間もあれですのあれですけど。私たち鳳来地域、私は鳳来ですので、あと作手、過疎地域に指定されてるんですね。過疎地域に指定されるということは、これ法律で、過疎法で決まってるもんですから、こういう法律に対して、この東三河広域連合が手当をしていただけると、こういう認識でおっていただければありがたいなと思うんです。

それで、あともう一点。この文書の中で、等ってあるもんですから、等ってほかにもまだ何か含んでおられるのか。このお題目の中に等ってあるもんですからね。

実は、訪問介護も含めて、それ以外に施設介護の関係も、もうかなり赤字転落の状況が今、続いているんですよ。それはなぜかと言うと、多分、共通しているところが、過疎地域であるということと、あと、この二、三年の間で賃上げがずっと行われてきて、それに介護職そのものがしっかりとマッチしていない。その辺の誤差が出てきたというところもあると思いますけれども。

特に施設介護も含めて、等というのは何か書いてあるのかなと思ったもんですから、ちょっと認識、もしありましたらお願ひします。

○鈴木長良委員長 白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人 今のおっしゃるとおりで、ただ訪問介護だけではなくて、施設介護も本当に疲弊しています。結局、介護の給料を上げると言って、上げれない、介護報酬も下げられる。上げられないわけではないんですけど、やはり職員にしかつかないんで、介護報酬じゃなくて、事業には全然ついてこない。ただヘルパー、介護職員の給料を上げなさいという、そういう方針、方向なんで。だから、給料は上げにやいかんけど、運営費は追いつかない。

それから、今の物価高騰の中で、ガソリン代は上がるし、それから、全体の運営費も物価高騰で上がっていくということで、やはり、そのとおりで、介護報酬を上げないことには、立ち行かないし、今の特別養護老人ホームとか、そういうところも、やはりヘルパーの若い人が募集をかけても、さっきも言いましたように、来ないということで、結局、高年齢の方が無理して仕事を続けているという、そういう状況がありますので、やはり、そこを何とかしないといけないというのが、この等の中にも入っているということあります。

ただ、現実的に今、訪問介護が瀕死の状態というか、あれなんんですけど、やはり一番苦しい状況にあるんで、取りあえず訪問介護を中心に、この意見書を上げてくださいということを提案というか、陳情しているということです。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私もこの介護のことを言ったんですけど、そこでも言いましたけど、広域連合にもこういった中山間地域居住サービス運営支援援助交付金事業ということで、ガソリン代だけで出している。だけれども、事業所にとっては、これでは全然足りないというところを紹介したということで、やはり、今回の意見書というのは国のその報酬に関しては、移動費には全くつけてくれてないよと、それもつけてほしいし、また報酬の運営費を下げたのを元に戻してほしいという、国への陳情という理解でよろしかったと思います。ありがとうございます。

そこで、踏まえてですけど、今回、状況でも赤旗の記者の新聞で、この新城の福祉課長の話も書いてあるんですけど、過疎地域への特別地域加算、これ加算率が15%あるんですけど、これは事業所が圏域外にある場合は加算ができないと。ですから、新城市の社会福祉協議会は対象にはならないと。その課長さんの言葉なんんですけど、過疎地域の事業所への国の支援が不十分ですと。広域に点在する利用者宅を訪問する人件費への補助がないと運営は維持できませんというふうに、課長さんがおっしゃっているという状況を報じております。これ赤旗記事ですけど。

ですから、やはり、こういった加算地域も取れてない新城の社会福祉協議会さんが、そういったところも含めて、今回は広域連合ではなく、国にそういったところをちゃんと面

倒を見てもらってて、中山間地の事情があるんだというところを市議会から要望するというような趣旨でいいのかを教えてください。

○鈴木長良委員長 白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人 委員のおっしゃられるとおりです。やはり、国がやってくれないとどこもやってくれないというのがありますので、やはり国にそういうことをちゃんと求めないと、今の介護事業というのは国の方針では、もう本当に中山間地の介護事業というのは本当に風前のともしびになってしまいます。だから介護してほしくても、保険払っても、介護してもらえないという、そういう状況がありますので、やはりそれは国の施策としてお願いしたいということあります。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 浅尾委員の今、言われた件だけでも、中山間地域へのこの手当の問題ですけど、今、言われたとこもね。それについては、東三河広域連合そのものが、この過疎地域に対して行っているものなんです。だから、そのところを強く改善しなきゃいけないと思うんです。改善というのは、要するに、制度として、しっかりと乗っかけるような仕組みが、やはり東三河広域連合の中でつくっていくということが非常に大切だと思うんです。

それで、東三河広域連合が、こういうものもあります、こういうものもありますという、こういうメニューが一応9期の計画の中に書いてあるんですけども、それが実態をなかなか生んでいないというのが現状だと思うんですけども。そこをやはり生むためには、まず広域連合がしっかりと声を出してもらうということも必要かなと思いますが、このところを私は今回重視しておるんですけども。特に、燃料費が今どんどん上がっている、それに対しての手当が一部支払われてきていると、この事業所に対して。それが事業所が

吸収されて分配されているわけですね。その仕組みが、もうちょっと表にきちんと整理されるような形をとっていかないと、決して私は悪質という言葉は言いませんけれども、事業所にとってはすごく不利に働いてしまう。そういう仕組み自体が非常によろしくないなと思ってね。やはり制度にする必要があるんなら、しっかりと動くような制度にしていかないかんと思うんですよ。

そのためにはまず、広域連合というのはすごく私たち、この東三河広域連合としては、重要な位置づけかなと思っておるんですけども。

そのところをちょっともう一回、確認したいんですけども、東三河広域連合に対しての御意見というのは、この中にはないんでしょうかね。あくまでも国にぽんと飛んでしまうのでしょうか。

○鈴木長良委員長 白頭聖志さん。

○白頭聖志参考人 東三河広域連合、保険者が広域連合ですので、この東三河、そういうところもあるんですけど、結局、国がその指導もできないし、国がその介護保険について、ここまで出していくとか、それを乗り越えて東三河広域連合が本当にできるのかというのが非常に心配があるというか。この間、東三河広域連合にも行ってきたんですけど、やはり、保険料を集めて市町村に分配するという形はできていると思いますし、中山間地域には、ちょっと手厚くみたいなそういう話はありましたけど、やはり国の方針で動いてるというのが基本なんで、国がそれを否とするのかという話ですよね。国の介護保険の制度を運用して、広域連合はやってるんで、広域連合が独自で介護保険の運用が勝手にできるという、そういうところではないんで、やはり国の制度を変えていかないと、各市町村とかの独自のというのは非常に難しい、国からの指導も多分、受けられるんではないかという、そういうところがありますんで、国を変

えていかないと地方は変わっていかないというのが、実際に思われるというところです。
以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。本日は誠にありがとうございました。

~~~~~

この際しばらく休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時00分

○鈴木長良委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 ただいま議案となっております訪問介護の基本報酬引上げを求める意見書の提出を求める陳情書を、趣旨採択の立場で討論をさせていただきたいと思います。

まずもって、陳情者の思い、特に現場を維持していく手段として、陳情の趣旨に賛同いたしました。

委員会の討論の中でも、国に対する責任なのか、広域連合に対する事業の充実を求めるのかという話もありましたが、一部広域連合でも実施内容があることから、保険者である広域連合に事業の充実を求めるところが、困っている事業者に対する思いに応えることにつながると思いました。

広域連合には、当市議会からも議員が出席していることからも、今回の陳情を趣旨採択とし、財源と提出先の問題を切り離した状態

で、より多くの議員の賛同を得る努力の下、広域連合として行われる9期計画と併せて、また、国政に対する意見の窓口として、広域連合に事業の充実を求めることがあります。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私からは、「訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書の提出」を求める陳情書については、採択の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

この趣旨の中では、国に訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書を提出して下さいという趣旨になっておりますので、広域連合ではなく、そもそもその国が介護報酬を引き下げたことが原因ですので、そこを戻せということを市議会から上げてほしいという、そういった市民からの声ですので、これは広域連合ではなく、大本の国の制度を戻せという意見書を上げてほしいという趣旨ですので、ぜひ、そこに私は賛同したいなというふうに思っています。

先ほどの質疑でも明らかになっておりますが、国が2年前に介護報酬を引き下げてから、本当に新城市内の介護事業所さんの運営のやりくりが大変になっております。綱渡りであり、火の車になっているという状況をこのまま見ておくわけにはいかないというふうに私は思っています。

ですから、やはり、市議会から国に、戻してほしいという、この市民の声というのは、本当に喫緊の課題であるというふうに思い、賛同をさせていただきたいと思います。

また、先月には、全国知事会が同じ趣旨で国に基本報酬の引上げを求める意見書を出しておられますし、全国では、約290の自治体が同じ趣旨で国に意見書を上げております。ですから、それを、同じものを新城市議会、今回、出せという気持ちは本当に十分、分かり

ますので、ぜひ、この意見書を国に上げるということをお願いしたいと思います。

また、広域連合で充実をというふうにおっしゃっておりましたが、では、広域連合がこの国の介護報酬を引き下げた分の2%、3%、補填していただけのかというのは、やはりここは国の法律を飛び越えるという話になってしまいますので、それは違う話の理論になると思いますので、まずは大本をつくった国に、報酬を戻せというものを全国知事会に倣って、新城市議会でも今回、出してほしいというふうに切に思っておりますので、私は賛同したいと思っております。

採択で討論をいたしました。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択及び採択の討論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木長良委員長 お座りください。

起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択することに決定しました。

~~~~~

以上で、本委員会に送付されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉会 午後3時05分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木長良